

最低価格落札方式

入札説明書

「甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所
庁舎照明 LED 化工事」

山梨労働局総務部総務課

甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所庁舎照明 LED 化工事にかかる入札公告に基づく入札等については、会計法、予算決算及び会計令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 十川 昌明

2 調達内容

- (1) 業務名 甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所
庁舎照明 LED 化工事
- (2) 施行場所 別添仕様書による。
- (3) 業務内容 別添仕様書による。
- (4) 履行期限 別添仕様書による。
- (5) 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、調達件名の価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、「関東甲信越地域」で工種区分が「電気」の資格を有し、等級が「B」又は「C」に格付けされている者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東甲信越

地域で一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (6) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (8) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

4 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、「電子入札案件の紙入札方式での参加申出書」**別紙2**により事前に申し出る必要がある。

電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

この入札に参加を希望する者は、「入札参加申込書(証明書)」**別紙1**、暴力団等に該当しない旨の「誓約書」**別紙5**及び「保険料納付に係る申立書」**別紙6**及び厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないことや、競争参加資格(要件)について虚偽の申告を行っていない旨の「自己申告書」**別紙7**を作成し、添付資料とともに提出しなければならない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札参加申込書(証明書)等提出期限

令和7年8月29日(金) 17時00分

「入札参加申込書(証明書)」**別紙1**、「誓約書」**別紙5**、「保険料納付に係る申立書」**別紙6**及び「自己申告書」**別紙7**を作成し、添付資料と併せてスキャナー等により電子データ化したものを電子調達システムにより提出すること。

※ 添付資料

- ・「令和7・8年度競争参加資格審査結果通知書」の写し

② 入札書の提出期限

令和7年9月2日(火) 9時50分

(電子調達システムにて入札金額を送信すること。なお、通信状況により提出期限内にデータが到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うも

のとする。)

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札参加申込書(証明書)等提出期限

令和7年8月29日(金) 17時00分

「入札参加申込書(証明書)」別紙1、「電子入札案件の紙入札方式での参加
申出書」別紙2、暴力団等に該当しない旨の「誓約書」別紙5、「保険料納付
に係る申立書」別紙6及び厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けて
いないことや、競争参加資格(要件)について虚偽の申告を行っていない旨の
「自己申告書」別紙7を作成し、添付資料と併せて持参又は郵送(書留に限
る。)にて提出すること。

※ 添付資料

- ・「令和7・8年度競争参加資格審査結果通知書」の写し

② 入札書の提出期限

令和7年9月2日(火) 9時50分

(郵送の場合は書留郵便により、できるだけ提出期限の前日までに到着するよ
うに送付し、かつ、当局に対して提出状況の確認を行うこと。)

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙3の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、
かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(山梨労働局
支出負担行為担当官と記載)及び「9月2日開札 山梨労働局及び甲府労働基準
監督署庁舎照明LED化工事の一般競争入札にかかる入札書在中」と朱書しなけ
ればならない(別紙8参照)。

郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に
提出先所在地の他上記と同様の記載を行い、中封筒の封皮にも同様の記載を行
い、下記4(6)あてに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

再度入札に備える参加者は、入札期限の令和7年9月2日(火)9時
50分までに複数枚の入札書を提出すること。複数枚の入札書を提出する場
合は、封筒には何回目の入札かを表示しておくこと。

(3) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、期限
までに必要な書類を提出しなかった者又は入札者に求められる義務を履行しな
かった者の提出した入札書は無効とする。

② 「誓約書」別紙5を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは「誓約書」に
反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正
に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、
又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに^{別紙 4}の様式による委任状を提出しなければならない。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札書及び申込書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒400-8577 甲府市丸の内 1-1-1

山梨労働局総務部総務課会計第一係 権守・松土

電話 055-225-2850 FAX 055-225-2780

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和7年9月2日（火） 10時00分

場所：電子調達システム 及び 山梨労働局 1 階大会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書を提示しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

また、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

なお、再度の入札の回数は1回とする（※即ち開札日当日の入札の上限回数は

最大で2回までとする。)

① 再度入札に係る入札書受付日時及び場所

(7) 電子調達システムによる入札の場合

令和7年9月2日(火) 10時50分までに電子調達システムにより提出するものとする。

(4) 紙入札による場合

4(2)による。

② 再度入札執行(開札)の日時及び場所

日時: 令和7年9月2日(火) 11時00分

場所: 電子調達システム及び山梨労働局1階大会議室

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低価格の応札者の入札金額が山梨労働局の定める基準額を下回っていた場合、会計法第29条の6第1項ただし書に基づき、応札者が契約内容に適合する能力を有するか調査を行った上で落札者を決定する。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係ない当局職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合はその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(3) 入札結果(契約情報)の公表

① 落札者が決定したときは、紙入札者においては入札参加者数、落札者名及び落札金額を電話・メール等により通知し、電子入札者においては電子調達システム上の落札通知書により通知し、予定価格については一切公表しない。

② 入札件名、契約年月日、落札者(契約業者)の所在地、商号又は名称及び契約金額を山梨労働局ホームページに公表する。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約内容について協議・確認の上、遅滞なく契約書等(別添(案)のとおり)を取り交わす。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、

その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 入札説明会

実施しない。

入札、仕様に関する質問については、令和7年8月29日（金）17時00分まで受け付けることとする。また、必要に応じて現地確認を行うこととし、現地確認は、上記4（6）に連絡の上、令和7年8月29日（金）17時00分までに行うこと。

(6) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話をご利用の場合）

- ・ ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記4（6）に連絡すること。

(7) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）

をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

◎様式等

- ・ 別紙1 入札参加申込書（証明書）
- ・ 別紙2 電子入札案件の紙入札方式での参加申出書
- ・ 別紙3 入札書
- ・ 別紙4 委任状
- ・ 別紙5 誓約書
- ・ 別紙6 保険料納付に係る申立書
- ・ 別紙7 自己申告書
- ・ 別紙8 封書記載例
- ・ 契約書（案）
- ・ 仕様書 一式

入札参加申込書（証明書）

貴部局にて行う下記案件に係る入札に参加したく、本書を提出いたします。

記

1 件 名 甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所庁舎照明LED化工事

2 入札参加者

- (1) 入札参加方法： 電子入札方式 ・ 紙入札方式
- (2) 企業名称：
- (3) 企業郵便番号：
- (4) 企業住所：
- (5) 代表者氏名：
- (6) 代表者役職：
- (7) 代表者電話番号：
- (8) 代表者FAX番号：
- (9) 加入済労働保険番号：
- (10) 担当者部署名：
- (11) 担当者氏名：
- (12) 担当者電話番号：
- (13) 担当者FAX番号：
- (14) 担当者メールアドレス：

3 競争に参加するものに必要な資格に関する事項について

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない はい ・ いいえ
- (2) (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない はい ・ いいえ
- (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない はい ・ いいえ
- (ウ) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない はい ・ いいえ
- (3) 令和07・08年度厚生労働省競争参加資格

地 域「 」

工種区分「 」

等 級「 A ・ B ・ C ・ D 」

- (4) 次の制度が適用される者にあつては、社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない はい ・ いいえ

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名
甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所庁舎照明 LED 化工事
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
- 3 電子調達システム利用開始予定時期

令和 年 月 日より利用開始予定

備考 用紙の大きさは、A列4とする。

入 札 書

¥ _____ (第 回 目)

件名：甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所庁舎照明 LED 化工事

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

代理人

印

(代理人による入札の場合は代表者の押印不要)

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 殿

委 任 状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め

下記事項の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所庁舎照明 LED 化工事

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 殿

誓 約 書

調達件名：甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所庁舎照明 LED 化工事

☐私

☐当社

は、上記の一般競争入札の参加に当たり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。
また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者役職氏名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和____年____月____日

（住 所）

（名 称）

（代表者）

印

支出負担行為担当官

山梨労働局総務部長 殿

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記 1 から 4 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和____年____月____日

(住所) _____

(商号又は名称) _____

(代表者氏名) _____ 印

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 殿

封書記載例

封筒表面

山梨労働局
支出負担行為担当官 殿

9月2日開札

甲府労働基準監督署及び
甲府公共職業安定所庁舎照明
LED 化工事

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 株式会社○○○○○
代表取締役○○○○

※朱書きで →

封筒裏面

印

印

印

印
紙

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名 甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所庁舎照明 LED 化工事
- 2 工事場所 甲府労働基準監督署 山梨県甲府市下飯田 2 - 5 - 5 1
甲府公共職業安定所 山梨県甲府市住吉 1 - 1 7 - 5
- 3 工 期 契約日～令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで
- 4 請負代金額 ●,●●●●,●●●● 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●,●●●● 円）
- 5 契約保証金 免除
- 6 前 払 金 支払わない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 山梨県甲府市丸の内 1 - 1 - 1 1
氏 名 支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長
十川 昌明 印

受 注 者 住 所
氏 名
代表取締役 印

（総則）

第 1 条 発注者及び受注者は、頭書の工事の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び工事仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び工事仕様書を「設計図書」という。）に従いこれを履行

しなければならない。

- 2 この契約に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法等工事目的物を完成するための一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。
- 3 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第 9 条に規定する監督職員（以下、「監督職員」という。）を経由するものとする。
- 4 前項の書類は、監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

（工事用地の確保）

第 2 条 発注者は、工事用地その他の設計図書において受注者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

（関連工事の調整）

第 3 条 発注者は、受注者の施工する工事が発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事と施工上密接に関連する場合において、必要がある時は、その施工につき調整するものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第 4 条 受注者は、この契約締結後速やかに請負代金内訳書及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、発注者の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、受注者が第 2 7 条第 2 項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合や、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合等にあつては、この限りではない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第 12 条第 2 項の規定による検査に合格したもの（以下「検査済工事材料」という。）及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託）

第 6 条 受注者は、業務の全部を第三者（受注者の子会社（会社法第 2 条第 3 項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託してはならない。

- 2 受注者は、再委託する場合には、様式 1 により発注者に再委託に係る承認申請書を提

出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

- 3 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- 5 受注者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

（下請人）

- 第7条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 発注者は、受注者に対して、下請人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

（特許権等の使用）

- 第8条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法を指定した場合においては、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、その存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

- 第9条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面によりその官職又は氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
 - 四 関連する2以上の工事における工程等の調整
 - 3 発注者は2名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させたいときは、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、また、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、それぞれ書面により受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行わなければならない。

(現場代理人等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 専任の主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は専任の監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

三 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

四 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、次条第1項、第2項、第5項及び第6項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

4 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置要求)

第11条 発注者又は監督職員は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対してその理由を示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受理した日から10日以内に書面により発注者又は監督職員に通知しなければならない。

3 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は監理に著しく不相当と認められるものがある時は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を受理した日から10日以内に書面により発注者又は監督職員に通知しなければならない。

5 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めること

ができる。

- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受理した日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第12条 工事材料につき設計図書に明示されていないものは、中等の品質（営繕工事にあたっては、均等を得た品質）を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
 - 3 監督職員は、受注者から前項の検査を求められたときは遅滞なくこれに応じなければならない。
 - 4 第2項の検査に直接必要な費用は受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、工事現場に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
 - 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格とされた工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会及び工事記録の整備等)

- 第13条 受注者は設計図書において監督職員の立会のうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会を受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、工事材料の調合又は工事の施工について、前2項の規定により必要とされる監督職員の立会又は見本検査を受けるほか、受注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定したものについては、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、遅滞なくこれを監督職員の指示に従い提出しなければならない。
 - 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。監督職員が正当な理由がないのに受注者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は書面により監督職員に通知したうえ、当該立会又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合においては、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料および貸与品)

- 第14条 発注者から受注者へ支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会のうえ検査し引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でない認めたときは、受注者は、遅滞なく書面によりその旨を発注者又は監督職員に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者の指定する職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項段階の規定による通知(監督職員に対する通知を含む。)を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に変えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面により、当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第17条第1項公団、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第17条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、支給材料および貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し、この契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり、使用に適當でないと認めたときは、直ちに書面によりその旨を監督職員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 9 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより発注者に変換しなければならない。
- 10 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に服し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第15条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において当該不適合が発注者の責に帰すべき理由によるときは、第17条第1項後段、第2項第3項の規定を準用する。
- 2 監督職員は受注者が第12条第2項若しくは第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第16条 受注者は工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実は発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督職員に通知し、その確認を求めなければならない。

- 一 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は抜漏があることを含む。）
- 三 工事現場の地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- 四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。）を書面により受注者に通知しなければならない。

3 第一項の事実が発注者受注者間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、工事内容の変更又は設計図書の停止を行わなければならない。

一 第1項1号、第3号又は第4号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行う。

二 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者で協議して発注者が行う。

三 第1項第2号に該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。

4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合において、必要があると認められるときは発注者と受注者で協議して工期及び請負金額を変更しなければならない。

5 受注者は、次の各号の一に該当するときは、10日以内に発注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。ただし、発注者が当該各号に掲げる期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

一 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。

二 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に工事内容の変更または設計図書の訂正を行わないとき。

三 前項の協議を申し出た後、20日以内に協議がととのわないとき。

(工事の変更、中止)

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

2 工期又は請負代金額の変更は、発注者と受注者で協議して定める。

- 3 発注者は、第 1 項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機器等を持続するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者で協議して定める。
- 4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目手物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、第 1 項の規定により、工事の全部または一部の施工を中止させなければならない。

(受注者の請求による工期の短縮)

第 18 条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者で協議して書面により定めなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

- 第 19 条 発注者は、行為の延長又は短縮する必要があるときは、受注者に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者で協議して書面により定めなければならない。
- 2 前項の場合において、必要があると認めるときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

- 第 20 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者で協議して書面により定めなければならない。
- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者で協議して請負代金を変更しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第 21 条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に倒して書面により請負代金額の変更を求めることができる。
- 2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から 12 月を経過した後でなければこれを行うことはできない。
- 3 発注者又は受注者は、第 1 項の規定の請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価をきそとして算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 15/10

00を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者で協議して定める。
- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

(臨機の措置)

- 第22条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督職員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむ得ない事情があるとは、この限りではない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく書面により、監督職員に通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。今場合における発注者の負担額は、発注者と受注者で協議して定める。

(一般的損害)

- 第23条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第25条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と受注者で協議して発注者の負担額を定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

- 第24条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- 2 工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。
 - 3 前2項の場合とその他工事の施工について第三者との間委に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者で協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第25条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料又は建設機械具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面により損害額の負担を求めることができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事の出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具であつて第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は第32条第2項の規定による検査又は立会その他この工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限る、以下本条において「損害額」という。）のうち請負代金額の1/100を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、発注者と受注者で協議して定める。

一 工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来がいた部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額を累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損額の額」とあるのは、「損害の額の累計」と「請負代金の1/100を超える額」とあるのは「請負代金額の1/100を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において発注者が負担すべき額は、発注者と受注者で協議して定める。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第26条 発注者は、第8条、第14条から第17条まで、又は第20条から第23条までの規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は発注者と受注者で協議して定める。

(検査及び引渡し)

第27条 受注者は、工事が完成したときはその旨を書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会のうえ工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が書面により引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査にあたり、必要があると認めるときは、工事目的物を最小限破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(請負代金の支払)

第28条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により請負代金の支払いを官署支出官山梨労働局長(以下「支出官」という。)に請求することができる。

- 2 支出官は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して、40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅滞日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第29条 発注者は、第27条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により、受注者に損害を及ぼし又は受注者の費用画像化したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合におけ

る賠償額又は負担額は、発注者と受注者で協議して定める。

(契約の保証)

第 30 条 契約保証金については、会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書き及び予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 3 号により免除とする。

(契約不適合責任)

第 31 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の補修又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 27 条第 3 項又は 4 項の（第 29 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引き渡し（以下この条において「引き渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引き渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引き渡し日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

(発注者の契約解除権)

第 32 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。このうち、第五号から第十号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- 一 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

- 三 正当な理由なく第 31 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
 - 五 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - 六 契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 七 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
 - 八 第 33 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - 九 発注者が第 46 条の規定に違反したとき。
 - 十 第五号から第九号のほか、民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額（履行部分があるときは、契約金額から履行部分に対する代理相当額を控除して得た額の 10 分の 1 に相当する額）を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。
- 4 発注者による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る発注者又は受注者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

第 33 条 発注者は、工事が完成しない間は、前条第 1 項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第 2 項から第 3 項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者で協議して定める。

（受注者の契約解除権）

第 34 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。このうち、第二号から第五号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- 一 発注者が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
- 二 第 17 条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 三 発注者が第 46 条の規定に違反したとき。
- 四 第 17 条第 1 項の規定による工事の施工の中止期間が、工期の 5 / 10（工期の 5 / 10 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。
- 五 前各号のほか、民法第 542 条各項各号に定める事由が発生したとき。

- 2 第 31 条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により契約が解除された場合において、これにより受注者受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 35 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第 32 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 受注者の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴取して工期を延長することができる。
 - 3 前項の損害金の額は、請負代金額から引渡し部分に相応する請負代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。
 - 4 発注者の責に帰すべき理由により、第 28 条第 2 項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は支出官に対し、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として受注者に支払うものとする。
 - 5 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を現状に復さないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を撤去せず、発注者は受注者に代わって当該物件を処分し、その他工事用地等を現状に復することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申し出ることができないとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。
 - 6 第 2 項から第 3 項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 32 条の規定による発注者の解除権の行使であるときは発注者が定め、第 33 条の規定による発注者の解除権の行使であるとき又は第 34 条の規定による受注者の解除権の行使であるときは発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
 - 7 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(紛争の解決)

第 37 条 この契約書の各条項において発注者と受注者で協議して定めるものにつき協議がととのわない場合その他この契約に関して発注者と受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第 38 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に復する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 39 条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

四 受注者又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

五 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。

2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、第 1 項第 3 号又は第 4 号の事実を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 40 条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第

- 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 受注者又は受注者の代理人が刑法第 9 6 条の 6 若しくは同法第 1 9 8 条又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
- 五 前条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかに該当したとき。
- 2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の規定する請負（契約）金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額のほか、請負（契約）金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 6 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

- 第 4 1 条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日の超過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

- 第 4 2 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当すると知りながら、当該者と知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 受注者が第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当していた場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 八 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金を譲渡したとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第43条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第44条 受注者は前2条各号のいずれにも該当をしないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を再受託者等(再受託者(再受託が数次にわたるときは、すべての再受託者を含む。))並びに自己、再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第45条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告すること。

（法令順守）

第46条 請負業者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

(秘密の保持)

第47条 受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。この契約の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。

(個人情報の保護)

第48条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 受注者は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 受注者は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により発注者の承認を受けなければならない。

4 受注者は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、発注者は、特に必要と認めた場合は受注者に対し、個人情報の管理状況について、質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 受注者は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 受注者は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに発注者に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(補足)

第49条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して定める。

2 本契約に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は甲府地方裁判所とする。

山梨労働局総務部長 〇〇 〇〇 殿

印

標記について、下記のとおり申請します。

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

山梨労働局総務部長 ○○ ○○ 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

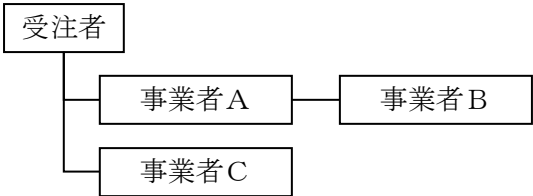
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（受注者が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



仕様書

1 調達目的及び背景

地球温暖化対策を促進するため、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、LEDの導入が定められている。このことから、山梨労働局においても温室効果ガス等の排出の削減に資するため既存照明をLED照明に順次改修している。本工事では、甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所の照明をLEDに切り替えることで山梨労働局の照明のLED化を促進するものである。

2 工事概要

- (1) 工事名称: 甲府労働基準監督署及び甲府公共職業安定所庁舎照明LED化工事
- (2) 工事場所: 甲府労働基準監督署(山梨県甲府市下飯田2-5-51)
甲府公共職業安定所(山梨県甲府市住吉1-17-5)
- (3) 工事内容: 既存の庁舎内照明を新品のLED照明に交換改修する。
交換後の既存照明を処分する。
その他照明設置に必要な一切の工事。
- (4) 工期: 契約日～令和8年2月27日(金)まで
- (5) 担当職員

監督職員: 山梨労働局総務部総務課会計第一係

甲府市丸の内1-1-11

055-225-2850

現地職員: 甲府労働基準監督署業務課 関根・岡

甲府市下飯田2-5-51

055-224-5616

甲府公共職業安定所庶務課 青柳・花生

甲府市住吉1-17-5

055-232-6060

3 工事仕様

別添仕様書別紙のとおり施工する。

但し、仕様書別紙4及び仕様書別紙8に定める参考品番は既存同等品でも可とする。

4 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 当仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房営繕部監修の次の標準仕様書

等による。

① 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版

② 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版

ただし、いずれにも合致しない事項は協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。

- (3) 本工事で設置する機器及び付属品等は仕様書別紙2，6に記載されているもの又は同等品以上のものとする。ただし、同等品以上のものとする場合は、入札書提出前に当局の承認を得ること。
- (4) 本仕様書に記載のない材料はJIS規格によるものとする。
- (5) 資材・機材はグリーン購入法指定材を優先して使用すること。
- (6) 請負者は、着工前に実施工程を作成し、山梨労働局に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。
- (7) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (8) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。
- (9) 来庁者への安全対策については、受注者の負担において実施すること。
- (10) 工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は職員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理したうえで関係法規に則り受注者の責任において処分すること。
- (11) 請負人の事業所等仮設物及び資材置き場については、職員と打ち合わせのうえ場所を定めること。
- (12) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後提出すること。

5 特記事項

- (1) 施工範囲については、材料・手間・運搬等一式請負とする。また、解体材・発生材等の処分についても、工事範囲に含む。
- (2) 調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (3) 入札書提出前に必ず現地調査を行い、数量等を確認すること。疑義が生じた場合は職員と協議すること。また、現地調査により仕様書以外に必要な作業がある場合も入札金額に含めること。
- (4) 工事の過程で仕様書と軽微な相違が発生した場合でも、契約金額を変更することはない。
- (5) 状況に応じ事前に近隣に説明を行うこと。
- (6) 近接する他の部材や建物を汚損しないように、養生等の適切な措置を行うこと。
- (7) 作業の都合で破損・損傷させた箇所は、既存の仕上げと同様に補修すること。
- (8) 工事の際に庁舎内外の備品等の移動が必要な場合は、職員の指示に従い業者が行うこと。
- (9) 工事の完成に際しては、作業場所の片付け及び清掃を行うこと。

- (10) 工事完了後、検査職員による完成検査に立ち会うこと。
- (11) 本工事に必要な電力、用水は原則として無償支給する。
- (12) 工事の最終的な詳細は担当職員との打合せにより決定する。

7 提出書類

受注業者は契約後、時期を失しないよう以下の掲げる書類を監督職員に提出すること。

(1) 工事着工前

- ① 工事費内訳書・・・契約後速やかに
- ② 現場代理人等通知書(公共建築工事標準書式 様式－1(1))・・・契約後速やかに
- ③ 経歴書(公共建築工事標準書式 様式－1(2))・・・契約後速やかに
- ④ 工事工程表(任意様式)・・・職員と日程調整のうえ、着工前に提出
- ⑤ 施工体制台帳の写し・・・下請契約を締結した場合
- ⑥ 緊急連絡体制(公共建築工事標準書式 様式－6)・・・着工前に提出

(2) 工事完成時

- ① 完成通知書(公共建築工事標準様式 様式－21)・・・工事完了後速やかに
- ② 工事写真・・・施工前、施工中、施工後の写真を整理し1部提出すること。(デジタルカメラ編集でも可)

(3) その他

その他職員が指示する書類・・・必要に応じて提出すること。

(仕様書別紙 1)

甲府労働基準監督署 作業内容の詳細

施工内容

甲府労働基準監督署の既存照明設備（蛍光管）を撤去し、新品の LED 器具 131 個を設置する。設置する LED 器具の規格及び参考品番は仕様書別紙 2 及び仕様書別紙 4 のとおり。また、LED 器具を設置する場所は仕様書別紙 3 のとおり。施工後、設置した LED 器具が全て正常に点灯するか確認する。

補足事項

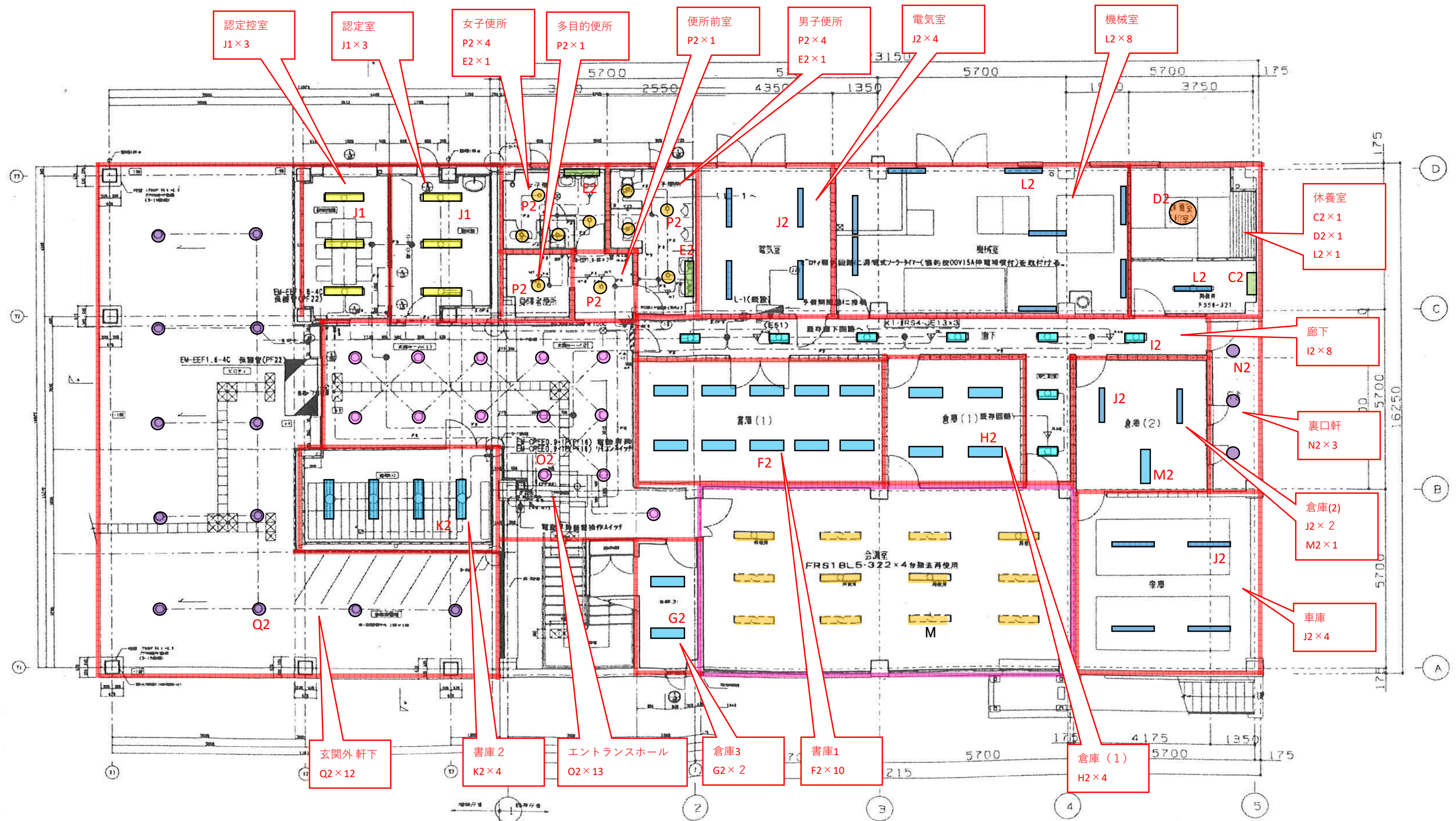
- ・ 甲府労働基準監督署には既に LED 設備に改修されている照明設備があるが、それらは今回の改修工事の範囲に含まない。
- ・ 設置から 1 年間は、発注者の過失による破損を除く、追加の機器購入を伴わない不具合調整を無償で行う。
- ・ 交換後の既存照明設備を廃棄する。廃棄に係る費用は受注者の負担とする。なお、作業途中で取り外した既存の照明設備等を一時保管する場合、保管場所は落札業者側で確保すること。
- ・ 作業は、甲府労働基準監督署担当者と打ち合わせのうえ、原則として土日祝日に作業を実施することとする。やむを得ず平日に作業を行う場合は、甲府労働基準監督署の通常業務に可能な限り影響を及ぼさないように配慮を行うこと。
- ・ 撤去及び設置作業に要する日数は合計で 4 日程度とし、その間に照明設備の撤去及び設置作業、また、全ての LED 器具が正常に点灯するかの確認を完了させること。
- ・ 必要部材は既存同等品とすること。

施設	番号	階数	場所	W数	メーカー	型式	台数	開口寸法	備考
甲府労働基準監督署	117	1F	玄関外 軒下	FHT42W×1	パナソニック	NFM41708	12	150φ 110H	DL
甲府労働基準監督署	118	1F	認定控室	HF32W×2	パナソニック	FSA42666APF9-RNX	3	220×1240×70H	埋込
甲府労働基準監督署	119	1F	認定室	HF32W×2	パナソニック	FSA42666APF9-RNX	3	220×1240×70H	埋込
甲府労働基準監督署	120	1F	書庫2	HF32W×1	パナソニック	FSK41630A	4	150×1240×80H	埋込
甲府労働基準監督署	121	1F	エントランスホール	FHT24W	パナソニック	NFT31770K	13	150φ 180H	DL
甲府労働基準監督署	122	1F	男子便所	FHT32W	パナソニック	NFT31772Z	4	150φ 100H	DL
甲府労働基準監督署	123	1F	男子便所	HF32W×1	パナソニック	FSWH41835ZPN9	1		直付 トラフ
甲府労働基準監督署	124	1F	女子便所	FHT32W	パナソニック	NFT31772Z	4	150φ 100H	DL
甲府労働基準監督署	125	1F	女子便所	HF32W×1	パナソニック	FSWH41835ZPN9	1		直付 トラフ
甲府労働基準監督署	126	1F	多目的便所	FHT32W	パナソニック	NFT31772Z	1	150φ 100H	DL
甲府労働基準監督署	127	1F	便所 前室	FHT32W	パナソニック	NFT31772Z	1	150φ 100H	DL
甲府労働基準監督署	128	1F	倉庫3	FL20W×2	パナソニック	FA22754	2	300×640×120H	埋込 下面開放
甲府労働基準監督署	129	1F	書庫1	FL20W×1	パナソニック	FA21034	10		直付 V型
甲府労働基準監督署	130	1F	倉庫 (1)	FL20W×2	パナソニック	FA22034	4		直付 逆富士型
甲府労働基準監督署	131	1F	倉庫 (2)	FL40W×1	パナソニック	FA41034	2		直付 V型
甲府労働基準監督署	132	1F	倉庫 (2)	FL40W×2	パナソニック	FA42038	1		直付 逆富士型
甲府労働基準監督署	133	1F	廊下	HF16W×2	パナソニック	FSA22910APH9-RRB	8	300×640×80H	埋込 下面開放
甲府労働基準監督署	134	1F	車庫	FL40W×1	パナソニック	FA41034	4		直付 V型
甲府労働基準監督署	135	1F	休養室	HF32W×1	パナソニック	FSA41038FVPN9	1		直付 V型
甲府労働基準監督署	136	1F	休養室	FL15W×1	オーデリック	OB055183	1		流し元灯
甲府労働基準監督署	137	1F	休養室	サークライン	パナソニック	HA7599EP	1		和室550φ 以上4.5帖
甲府労働基準監督署	138	1F	電気室	FL40W×1	パナソニック	FA41034	4		直付 V型
甲府労働基準監督署	139	1F	機械室	HF32W×1	パナソニック	FSA41038FVPN9	8		直付 V型
甲府労働基準監督署	140	1F	裏口軒	IL100W	パナソニック	LB72352	3	200φ 140H	DL 人感センサー希望
甲府労働基準監督署	141	2F	階段ホール	FHT24W	パナソニック	NFT31770K	3	150φ 180H	DL
甲府労働基準監督署	142	2F	階段	FHT42W×3	パナソニック	NFM43750	4	約250φ ツバ外230φ	DL
甲府労働基準監督署	143	2F	階段	昇降装置付き 型番YB04292					
甲府労働基準監督署	144	2F	女子休憩室	HF32W×2	パナソニック	FSA42666APF9-RNX	2	220×1245×80H	埋込 乳白パネ
甲府労働基準監督署	145	2F	書庫4	HF32W×1	パナソニック	FSK41630A	2	150×1240×80H	埋込
甲府労働基準監督署	146	2F	相談室2	HF32W×2	パナソニック	FSA42666APF9-RNX	2	220×1245×80H	埋込
甲府労働基準監督署	147	2F	伝送機械室	HF32W×2	パナソニック	FSA42666APF9-RNX	3	220×1245×80H	埋込
甲府労働基準監督署	148	2F	相談室1	HF32W×2	パナソニック	FSA42750APF9-RTL	2	300×1250×120H	埋込
甲府労働基準監督署	149	2F	書庫(可動棚あり)	FL40W×1	パナソニック	FA41034	4		直付
甲府労働基準監督署	150	2F	湯沸かし室	HF16W×2	パナソニック	FSW22001APH9	2		直付 防湿型
甲府労働基準監督署	151	2F	湯沸かし室前廊下	HF16W×2	パナソニック	FSA22910APH9-RRB	1	300×640×95H	埋込
甲府労働基準監督署	152	2F	印刷室	HF16W×2	パナソニック	FSA22000JPH9-RBB	3		直付
甲府労働基準監督署	153	2F	備品庫	HF32W×2	パナソニック	FSA42666FPH9	2	220×1245×80H	埋込
甲府労働基準監督署	154	2F	更衣室 男	HF32W×2	パナソニック	FSA42666FPH9	2	220×1245×80H	埋込
甲府労働基準監督署	155	外部	駐車場 前側	HID130W	パナソニック	ボール YDH4570K	1	ボール径 約79φ	
甲府労働基準監督署	156	外部	駐車場 裏側出入口	HID?W	不明	不明 下記写真参照	1	ボール下部腐食あり ボール交換	
甲府労働基準監督署	157	外部	駐車場 裏側出入口						
甲府労働基準監督署	158	外部						基礎	

記号	台数	新型番	備考
Q2	12	XNW2061WNLE9	
J1	3	XLX460EENTLE9	
J1	3	XLX460EENTLE9	
K2	4	XLX429RENLE9	
O2	13	XND1069SNLE9	
P2	4	XND1569SNLE9	
E2	1	NNFW41800CLE9	
P2	4	XND1569SNLE9	
E2	1	NNFW41800CLE9	
P2	1	XND1569SNLE9	
P2	1	XND1569SNLE9	
G2	2	XLX209VENLE9	
F2	10	XLX200AENCLE9	
H2	4	XLX210DENCLE9	
J2	2	XLX420AENPLE9	
M2	1	XLX450DENPLE9	
I2	8	XLX239VENLE9	
J2	4	XLX420AENPLE9	
L2	1	XLX430AENPLE9	
C2	1	LGB85041LE1	
D2	1	LGC31161	
J2	4	XLX420AENPLE9	
L2	8	XLX430AENPLE9	
N2	3	XND1064WLLE9+NNN80006K	同等品でなく、人感センサー付+リニューアルプレートで選定
O2	3	XND1069SNLE9	
T2	4	XND9097SNLJ9	※昇降機能なし
			※昇降装置使用不可
J1	2	XLX460EENTLE9	
K2	2	XLX429RENLE9	
J1	2	XLX460EENTLE9	
J1	3	XLX460EENTLE9	
W2	2	XLX469VENLE9	
J2	4	XLX420AENPLE9	
U2	2	XLW212DENZLE9	
I2	1	XLX239VENLE9	
V2	3	XLX230DENCLE9	
J1	2	XLX460EENTLE9	
J1	2	XLX460EENTLE9	
R2	1	XYG2402NLE9	
R2	1	XYG2402NLE9	
S2	1	トボール XY4963HN	※既設ボール腐食のため取替
	1	500角 1200h	同上用基礎

駐車場前側
R2×1

駐車場裏側出入口
R2×1
S2×1



照明器具記号	J1
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	220mm×1235mm (H:119mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	6340lmタイプ
数量	17
光源	昼白色
参考品番	XLX460EENTLE9
備考	

照明器具記号	C2
形状	流し元灯
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	840lmタイプ
数量	1
光源	昼白色
参考品番	LGB85041LE1
備考	

照明器具記号	D2
形状	天井直付型 シーリングライト
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100V
色温度	6500K(昼光色) 2700K(電球色)
明るさ	4200lmタイプ
数量	1
光源	昼白色
参考品番	LGC31161
備考	

照明器具記号	E2
形状	天井・壁直付型
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	2210lmタイプ
数量	2
光源	昼白色
参考品番	NNFW41800CLE9
備考	

照明器具記号	F2
形状	天井直付型
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	830lmタイプ
数量	10
光源	昼白色
参考品番	XLX200AENCLE9
備考	

照明器具記号	G2
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	300mm×639mm (H:100mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	800lmタイプ
数量	2
光源	昼白色
参考品番	XLX209VENLE9
備考	

照明器具記号	H2
形状	天井直付型
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	1600lmタイプ
数量	4
光源	昼白色
参考品番	XLX210DENCLE9
備考	

照明器具記号	I2
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	300mm×639mm (H:100mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	3100lmタイプ
数量	9
光源	昼白色
参考品番	XLX239VENLE9
備考	

照明器具記号	J2
形状	天井直付型
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	2500lmタイプ
数量	14
光源	昼白色
参考品番	XLX420AENPLE9
備考	

照明器具記号	K2
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	190mm×1257mm (H:95mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	2420lmタイプ
数量	6
光源	昼白色
参考品番	XLX429RENLE9
備考	

照明器具記号	L2
形状	天井直付型
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	3200lmタイプ
数量	9
光源	昼白色
参考品番	XLX430AENPLE9
備考	

照明器具記号	M2
形状	天井直付型
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	5200lmタイプ
数量	1
光源	昼白色
参考品番	XLX450DENPLE9
備考	

照明器具記号	N2
形状	ダウンライト 人感センサー付
天井開口寸法(埋込深さ)	150φ (H:65mm)
電圧	100～242V
色温度	3000K
明るさ	955lmタイプ
数量	3
光源	電球色
参考品番	XND1064WLLE9+NNN80006K
備考	

照明器具記号	O2
形状	ダウンライト
天井開口寸法(埋込深さ)	150φ (H:65mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	1035lmタイプ
数量	16
光源	昼白色
参考品番	XND1069SNLE9
備考	

照明器具記号	P2
形状	ダウンライト
天井開口寸法(埋込深さ)	150φ (H:65mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	1685lmタイプ
数量	10
光源	昼白色
参考品番	XND1569SNLE9
備考	

照明器具記号	Q2
形状	ダウンライト 人感センサー付
天井開口寸法(埋込深さ)	150φ (H:91mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	1875lmタイプ
数量	12
光源	昼白色
参考品番	XNW2061WNLE9
備考	

照明器具記号	R2
形状	外灯
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	6700lmタイプ
数量	2
光源	昼白色
参考品番	XYG2402NLE9
備考	

照明器具記号	S2
形状	外灯ポール GL+4500 76φ 基礎共
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	
色温度	
明るさ	
数量	1
光源	
参考品番	トクポール XY4963HN
備考	

照明器具記号	T2
形状	ダウンライト
天井開口寸法(埋込深さ)	250Φ (H:153mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	10355lmタイプ
数量	4
光源	昼白色
参考品番	XND9097SNLJ9
備考	

照明器具記号	U2
形状	天井直付型
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	1520lmタイプ
数量	2
光源	昼白色
参考品番	XLW212DENZLE9
備考	

照明器具記号	V2
形状	天井直付型
天井開口寸法(埋込深さ)	
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	3200lmタイプ
数量	3
光源	昼白色
参考品番	XLX230DENCLE9
備考	

照明器具記号	W2
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	300mm×1257mm (H:100mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	6680lmタイプ
数量	2
光源	昼白色
参考品番	XLX469VENLE9
備考	

甲府公共職業安定所 作業内容の詳細

施工内容

甲府公共職業安定所の既存照明設備（蛍光管）を撤去し、新品の LED 器具 169 個を設置する。また、甲府公共職業安定所の照明には、松下電工社製の照明制御コントローラによって調光機能が付けられている。既存の照明制御コントローラを撤去し、新品の照明制御コントローラ 29 個を併せて設置し、併せて新品のリモコンを納品すること。設置する LED 器具及び照明制御コントローラの規格及び参考品番は仕様書別紙 6 及び別紙 8 のとおり。また、LED 器具、照明制御コントローラの設置場所は仕様書別紙 7 のとおり。施工後、設置した LED 器具が正常に点灯するか確認すると共に調光機能が作動することを確認する。

補足事項

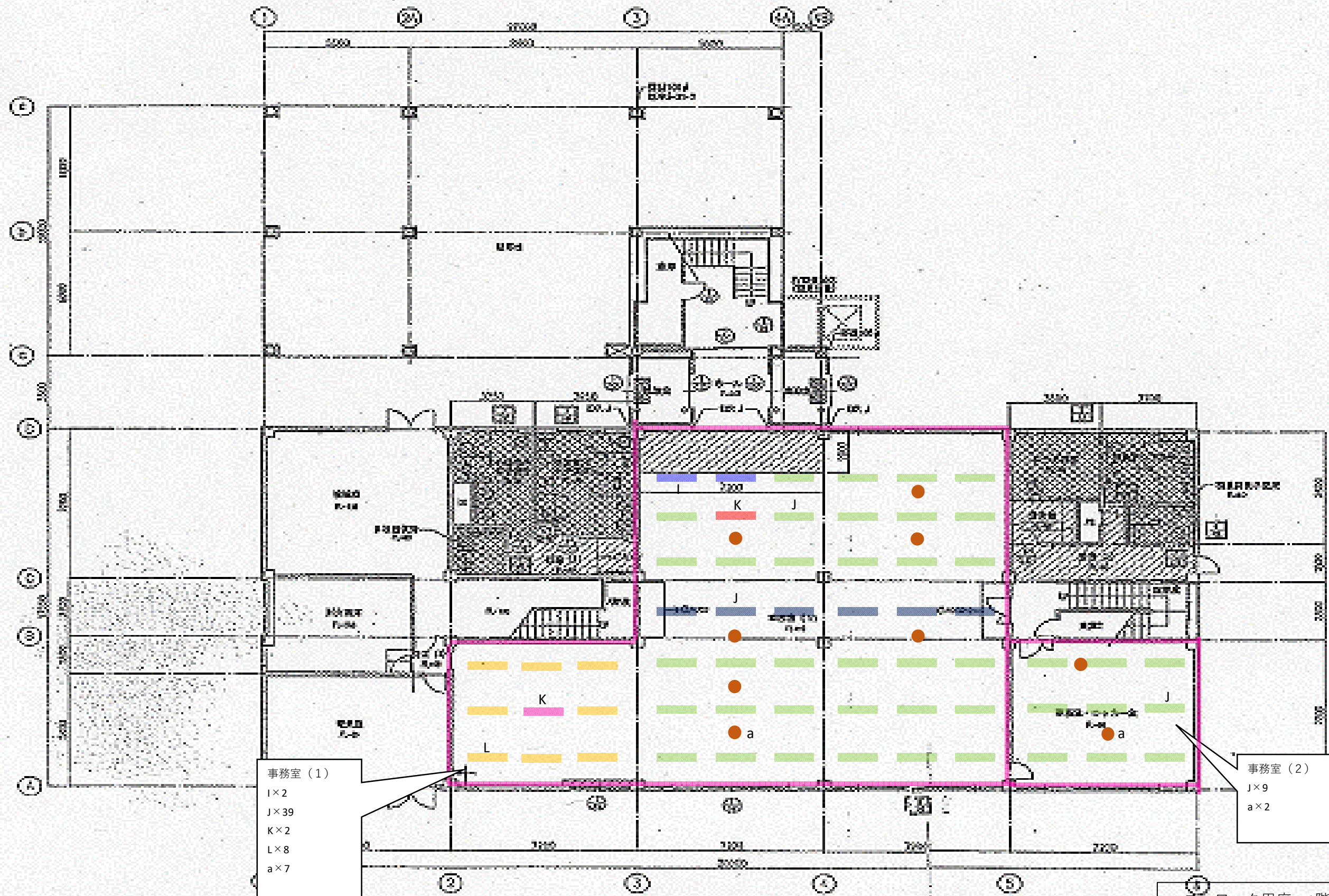
- ・ 甲府公共職業安定所には既に LED 設備に改修されている照明設備があるが、それは今回の改修工事に含まない。
- ・ 設置から 1 年間は、発注者の過失による破損を除く、追加の機器購入を伴わない不具合調整を無償で行う。
- ・ 交換後の蛍光管及び LED 管を廃棄する。廃棄に係る費用は受注者の負担とする。なお、作業途中で取り外した既存の照明設備等を一時保管する場合、保管場所は落札業者側で確保すること。
- ・ 作業は、甲府公共職業安定所担当者と打ち合わせのうえ、原則として土日祝日に作業を実施することとする。やむを得ず平日に作業を行う場合は、甲府公共職業安定所の通常業務に可能な限り影響を及ぼさないように配慮を行うこと。
- ・ 撤去及び設置作業に要する日数は合計で 5 日程度とし、その間に LED 器具及び照明制御コントローラの取替え作業及び全ての LED 管が正常に点灯するか、また、調光機能を持った LED 器具の調光機能が作動することの確認を完了させること。
- ・ 必要部材は既存同等品とすること。

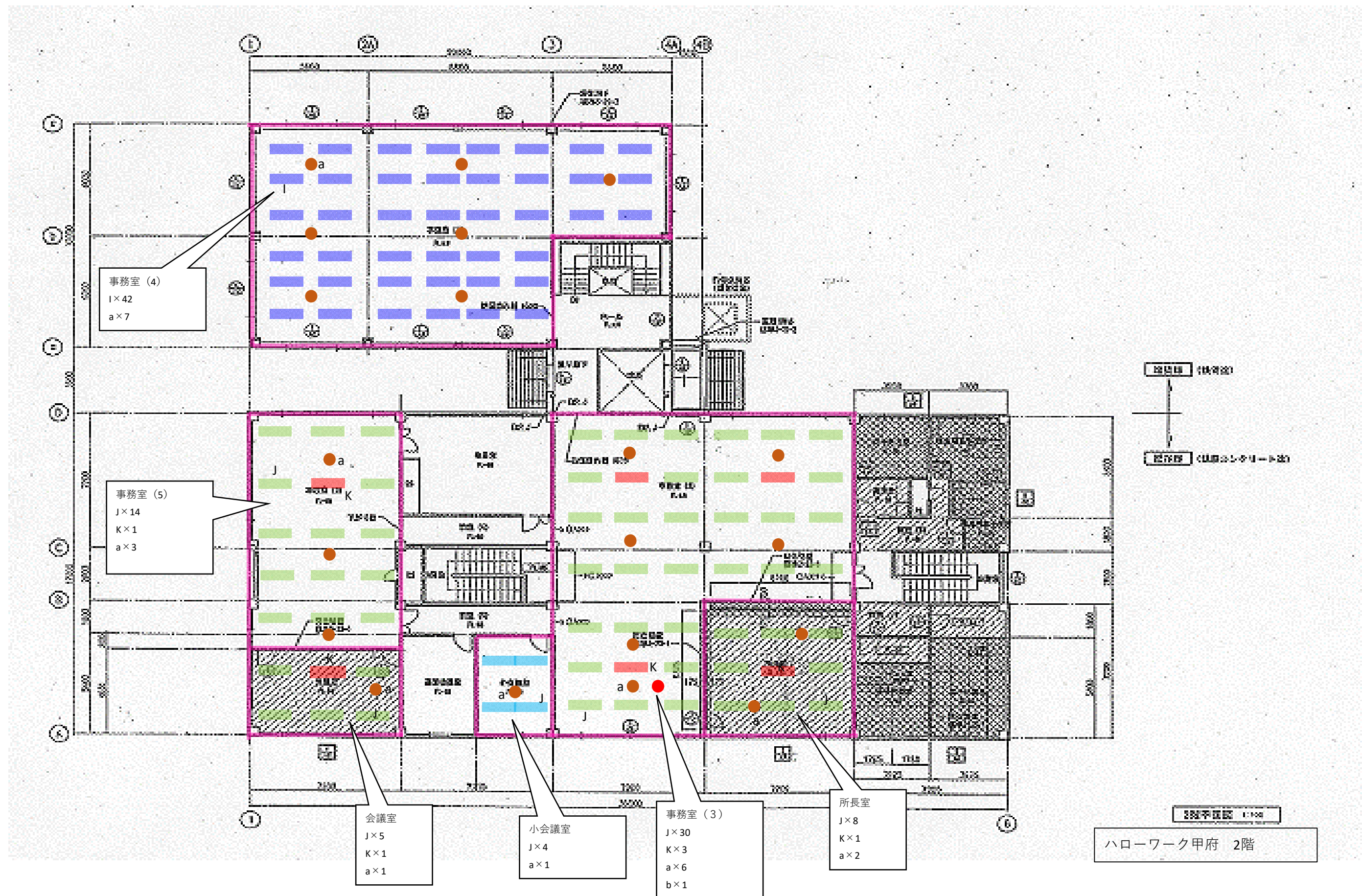
ハローワーク甲府

階数	場所・W数	メーカー	型式	台数	開口寸法	備考	備考
1F	事務室 (1)						
	HF32W×2		パナソニック	FSA42666APX9	2	1235×220×H80	ℓ-ﾊﾞ なし 調光あり
	HF32W×2		パナソニック	FSA42750APX9	33	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 調光あり
	HF32W×2		パナソニック	FSG42750APX9	1	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 非常灯兼用 調光あり
	HF32W×2		パナソニック	T2BY39184-K	6	1250×300×H120	ℓ-ﾊﾞ なし 調光なし
	HF32W×2		東芝	FHR-42540-PM9	8	1257×300×H146	ℓ-ﾊﾞ なし
	HF32W×2		東芝	FHRS-42540-PM9	1	1257×300×H146	ℓ-ﾊﾞ なし 非常灯兼用 調光なし
	セバレートセルコン36		パナソニック	FSK90721K	7	100Φ	明るさセンサ
	事務室 (2)						
	HF32W×2		パナソニック	FSA42750APX9	9	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 調光あり
2F	セバレートセルコン36		パナソニック	FSK90721K	2	100Φ	明るさセンサ
	事務室 (3)						
	HF32W×2		パナソニック	FSA42750APX9	30	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 調光あり
	HF32W×2		パナソニック	FSG42750APX9	3	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 非常灯兼用 調光あり
	セバレートセルコン36		パナソニック	FSK90721K	6	100Φ	明るさセンサ
	事務室 (4)						
	HF32W×2		パナソニック	FSA42666APX9	42	1235×220×H80	ℓ-ﾊﾞ あり 調光あり
	セバレートセルコン36		パナソニック	FSK90721K	7	100Φ	明るさセンサ
	事務室 (5)						
	HF32W×2		パナソニック	FSA42750APX9	14	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 調光あり
	HF32W×2		パナソニック	FSG42750APX9	1	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 非常灯兼用 調光あり
	セバレートセルコン36		パナソニック	FSK90721K	3	100Φ	明るさセンサ
	会議室						
	HF32W×2		パナソニック	FSA42750APX9	5	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 調光あり
	HF32W×2		パナソニック	FSG42750APX9	1	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 非常灯兼用 調光あり
	セバレートセルコン36		パナソニック	FSK90721K	1	100Φ	明るさセンサ
	所長室						
	HF32W×2		パナソニック	FSA42750APX9	8	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 調光あり
	HF32W×2		パナソニック	FSG42750APX9	1	1257×300×H121	ℓ-ﾊﾞ なし 非常灯兼用 調光あり
	セバレートセルコン36		パナソニック	FSK90721K	2	100Φ	明るさセンサ
	小会議室						
	HF32W×2		パナソニック	FSA42753APX9	4	(1250×2)×300×H120	ℓ-ﾊﾞ なし 2連結 調光あり
	セバレートセルコン36		パナソニック	FSK90721K	1	100Φ	明るさセンサ 調光あり
共通	設定操作兼用リモコン		パナソニック	FSK90941Z	1		

仕様書別紙 6

記号	台数	新型番	備考
I	2	XLX460UENTLR9	
J	33	XLX460VENTLR9	
K	1	XLG461VGNCLE9	非常灯兼用型に調光可能型なし
J	6	XLX460VENTLR9	既設特注内容不明 参考器具
L	8	XLX460VENTLE9	
K	1	XLG461VGNCLE9	
a	7	FSK90721Z	※セルコンは制御器具が調光ありである必要があります。要確認
J	9	XLX460VENTLR9	
a	2	FSK90721Z	※セルコンは制御器具が調光ありである必要があります。要確認
J	30	XLX460VENTLR9	
K	3	XLG461VGNCLE9	非常灯兼用型に調光可能型なし
a	6	FSK90721Z	※セルコンは制御器具が調光ありである必要があります。要確認
I	42	XLX460UENTLR9	
a	7	FSK90721Z	※セルコンは制御器具が調光ありである必要があります。要確認
J	14	XLX460VENTLR9	
K	1	XLG461VGNCLE9	非常灯兼用型に調光可能型なし
a	3	FSK90721Z	※セルコンは制御器具が調光ありである必要があります。要確認
J	5	XLX460VENTLR9	
K	1	XLG461VGNCLE9	非常灯兼用型に調光可能型なし
a	1	FSK90721Z	※セルコンは制御器具が調光ありである必要があります。要確認
J	8	XLX460VENTLR9	
K	1	XLG461VGNCLE9	非常灯兼用型に調光可能型なし
a	2	FSK90721Z	※セルコンは制御器具が調光ありである必要があります。要確認
J	4	XLX460VENTLR9	
a	1	FSK90721Z	※セルコンは制御器具が調光ありである必要があります。要確認
b	1	FSK90941U	





照明器具記号	I
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	220mm×1235mm (H:54mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	6900mタイプ
数量	44
光源	昼白色
参考品番	XLX460UENTLR9
備考	調光

照明器具記号	J
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	300mm×1257mm (H:54mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	6900mタイプ
数量	109
光源	昼白色
参考品番	XLX460VENTLR9
備考	調光

照明器具記号	K
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	300mm×1257mm (H:54mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	6900lmタイプ
数量	8
光源	昼白色
参考品番	XLG461VGNCLE9
備考	非調光 非常灯兼用電池内蔵型

照明器具記号	L
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	300mm×1257mm (H:54mm)
電圧	100～242V
色温度	5000K
明るさ	6900lmタイプ
数量	8
光源	昼白色
参考品番	XLX460VENTLE9
備考	非調光

記号	a
形状	天井埋込型
天井開口寸法(埋込深さ)	100Φ (H:104mm)
電圧	100～242V
数量	29
参考品番	FSK90721Z
備考	照明制御コントローラ 明るさセンサ連続調光

記号	b
電圧	単4アルカリ電池
数量	1
参考品番	FSK90941U
備考	照明制御コントローラ用設定操作兼用リモコン